

令和３年度 特定教育・保育施設等に係る利用者負担額表

保育所・認定こども園（２号・３号）

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階 層	定 義		年齢及び認定区分			
			３歳未満児 (３号認定)		３歳以上児 (２号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第１階層	生活保護世帯		０	０	０	０
第２階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	０	０	０	０
		その他の世帯	０	０	０	０
第３階層	所得割 ４８,６００円未満	ひとり親世帯等	４,５００	４,５００	０	０
		その他の世帯	１１,５００	１１,３００	０	０
第４階層	所得割 ４８,６００円以上 ９７,０００円未満	ひとり親世帯等のうち 所得割 ７７,１０１円未満	４,５００	４,５００	０	０
		ひとり親世帯等のうち 所得割 ７７,１０１円以上	２３,０００	２２,６００	０	０
		その他の世帯	２３,０００	２２,６００	０	０
第５階層	所得割 ９７,０００円以上 １６９,０００円未満		３４,０００	３３,５００	０	０
第６階層	所得割 １６９,０００円以上 ３０１,０００円未満		４０,０００	３９,４００	０	０
第７階層	所得割 ３０１,０００円以上		４０,０００	３９,４００	０	０

○児童の年齢は、令和３年３月３１日の年齢によって算定します。

（年度途中で年齢が変更になっても、年齢区分は変わりません。）

○第２階層の市町村民税非課税世帯については、第２子以降は無料となります。

○第２、第３、第４階層のひとり親世帯等とは、母子・父子家庭及び障がい児（者）を有する世帯です。

○ひとり親世帯等について、市町村民所得割合算が７７，１０１円未満の場合、第２子以降は無料となります。

また、市町村民所得割が５７，７００円未満の世帯について、第２子を半額とし、第３子以降が無料となります。

○同一世帯に１８歳未満の児童が３人以上いる場合、第３子以降が保育所に入所した場合、その児童の利用料は無料となります。（第７階層においては適用しません。）

○認可保育所・幼稚園・認定こども園及び特別支援学校等に入所している児童が２人以上の場合は、保育所の利用料は第２子が通常の半額、第３子以降が無料となります。

○２号認定の子どもの保育料は無償化となりますが、副食費等については保護者負担となります。

○延長保育料は無償化の対象外となりますので、これまで通り保護者負担となります。